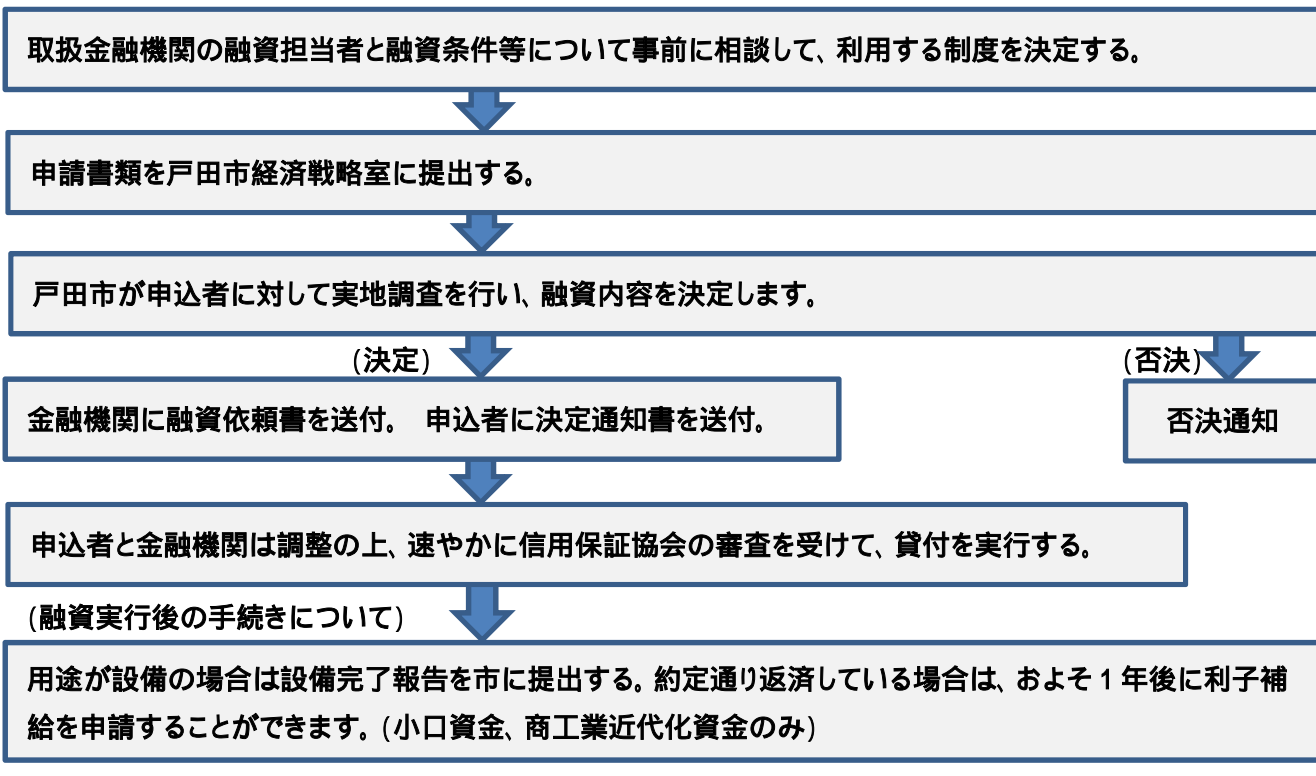


戸田市中小企業制度融資のご案内

戸田市では、市内中小企業の皆様へ経営の安定や設備の充実等に必要な資金としてご利用いただけるよう、融資制度を設けています。

この融資制度は、市が事業者の皆様へ直接融資を行うものではなく、市のあっせんの決定を受けた金融機関が、市の定めた条件の範囲内で融資を行うものです。

手続きの流れ



市の制度融資とは

融資依頼の申し込みには、用紙代・依頼料・紹介料等は一切不要ですが、申請書類(納税証明等)の取得については手数料が必要です。

市の審査により申込内容と決定内容に変更が生じる場合があります。市の融資依頼決定後も、埼玉県信用保証協会と金融機関の審査により変更が生じる場合があります。

市制度融資の注意事項

借入金の返済、納税、乗用車、土地及び市外へ設置する設備購入の為の資金は対象外です。

融資実行後、融資の目的以外に資金を使用した場合は、その資金の全額又は残額を一括返済することとなります。設備資金については、設備設置(工事)完了後速やかに「設備完了報告書」と「領収書の写し」を提出してください。また、市役所税務課にて「償却資産の申告」を行ってください。

融資対象(資金使途)

(運転資金) 経営合理化のための事業資金であること。例 商品、材料等の仕入資金 買掛金決済や手形決済等
(設備資金) 経営合理化を促進するため必要な機械器具装置(附帯設備を除く。)の購入及び店舗の改造(什器、備品含む。)等経営の近代化に資するものであること。

(公害防止) 公害の発生を防止するための施設及び機械器具装置の設置及び改善等

融資の対象とならない主な業種

- 1 農林漁業
- 2 風営営業飲食業(食事の提供を主目的とするものは除く。)
- 3 金融・保険業(生命保険・損害保険の代理[店]業等を除く。)
- 4 風俗関連業(芸妓業・パチンコ業・特殊浴場業等)
- 5 公務・宗教
- 6 その他の信用保証対象外業種

許認可等(登録を含む)を必要とする主な業種

- 1 飲食業
- 2 食料品製造・販売業
- 3 酒類販売業
- 4 電気工事業
- 5 測量業
- 6 解体業
- 7 建設業(1件500万円以上)
- 8 古物営業
- 9 運送業
- 10 産業廃棄物処理業
- 11 その他

利子補給について

市内中小企業者の負担軽減、合理化、設備の高度化を援助するための制度です。貸付日から1年を経過した後から1年の間に申請してください。提出書類、返済・納税状況に不備がないことを確認して、指定口座に振り込みます。

セーフティネット

取引先企業等の倒産、取引先金融機関の破綻、自然災害等により経営の安定に支障が生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度です。下記のいずれかに該当する市長の認定を受けた中小企業者が対象です。

- 1号 大型倒産発生
- 2号 取引先企業のリストラ
- 3号 突発的災害(事故等)
- 4号 突発的災害(自然災害等)
- 5号 業況の悪化している業種に属していること(売上高の減少などの条件があります。)
(イ)直近3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している中小企業者
(ロ)製品等原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品価格等に転嫁できていない中小企業者
- 6号 金融機関の破綻
- 7号 金融機関の相当程度の経営合理化(支店等の削減等)に伴って借入が減少している者
- 8号 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち再生可能と判断される者

問い合わせ先

戸田市制度融資に関すること、セーフティネットの認定に関すること
戸田市経済戦略室 電話 048-441-1800(内線 398)
埼玉県制度融資に関すること 戸田市商工会 電話 048-441-2617

戸田市中心小企業制度融資一覧

項目	小口資金			商工業近代化資金			特定中小企業者資金				
目的	市内中小企業者に対し、経営の合理化、設備の近代化又は公害防止等のための資金を融資し、中小企業の育成と振興を図る。										
条件	(1)個人申込の場合は、市内に1年以上居住していること。 (2)市内で同一事業を1年以上営んでいること。 (3)事業内容が堅実であること。 (4)市税の納税義務者（期限内申告者）であり、完納していること。 (5)信用保証対象業種であること。また信用保証協会の定める保証限度額内であり、信用保証協会の保証が得られること。 <small>信用保証協会の保証限度額は2億8,000万円です。また保証が得られないケースとしては、代位弁済による求償債務を負担している、銀行取引処分をうけている、現に保証をうけている債務について延滞している等があります。</small> (6)許認可の必要な業種は、その許認可を取得していること。 (7)同じ制度を再度利用する場合は、前回融資の元金初回返済から12月以上、経過していること。										
	上記(1)~(7)のほか (8)市民税の所得割（法人は法人割）があること。 (9)常時使用する従業員が商業・サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)は5人以下、工業・宿泊業・娯楽業は20人以下であること。 (10)信用保証協会の保証借入残高（特別小口保険を除く）が無いこと			上記(1)~(7)			上記(1)~(7)のほか (8)中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定により定められた事業を行う中小企業者が、その中小企業者の所在地を管轄する市町村の認定を受けていること。				
貸付限度額	運転及び設備 1,250万円以内			運転 3,500万円以内 設備 5,000万円以内 公害防止 5,000万円以内			運転のみ 2,000万円以内				
	同制度の融資残高がある場合はその金額を差し引いた金額となります。 設備資金又は公害防止資金を申込する場合は、融資を受けてから当該設備等を導入すること。融資実行前に導入等した場合は、本制度は利用いただけません。										
用途及び返済方法	用途	貸付期間（据置期間）			用途	貸付期間（据置期間）			用途	貸付期間（据置期間）	
	運転	10年以内（据置6月以内を含む）			運転	10年以内（据置6月以内を含む）			運転のみ	7年以内（据置6月以内を含む）	
	設備	12年以内（据置12月以内を含む）			設備	12年以内（据置12月以内を含む）					
					公害防止	12年以内（据置12月以内を含む）					
貸付期間・貸付金額・据置期間については、埼玉県信用保証協会の保証審査によって変更となる場合があります。											
利率及び保証料	利率	1.4%			利率	1.5%			利率	1.2%	
	保証料	0.8%以内			保証料	1.59%以内			保証料	0.65%以内	
保証人	不要 （無担保無保証人制度）			個人の場合は原則として不要 法人の場合は原則として代表者			個人の場合は原則として不要 法人の場合は原則として代表者				
担保	不要			必要に応じて担保を徴する。			必要に応じて担保を徴する。				
取扱金融機関	埼玉りそな銀行（戸田支店） 武蔵野銀行（戸田支店、戸田西支店） 川口信用金庫（戸田支店、戸田北支店） 巢鴨信用金庫（戸田支店、西戸田支店） 瀧野川信用金庫（戸田支店） きらぼし銀行（戸田支店） 城北信用金庫（戸田支店、東戸田支店） 群馬銀行（戸田支店） 青木信用金庫（戸田支店、西川口支店） 東京信用金庫（戸田支店） 埼玉縣信用金庫（戸田支店、浦和支店）										
利子補給	用途	補給率	対象期間	用途	補給率	対象期間	無し				
	運転	支払利子の21%	1年	運転	支払利子の32%	1年					
	設備	支払利子の30%	1年	設備	支払利子の35%	3年					
				公害防止	支払利子の69%	3年					

申込に必要な書類・部数

書類名	小口資金		商工業近代化資金		特定中小企業者資金		
	個人	法人	個人	法人	個人	法人	
申込書 （指定用紙）	1	1	1	1	1	1	
事業経歴書・調書・取引先一覧表 （指定用紙）	1	1	1	1	1	1	
同意書 （指定用紙）	1	1	1	1	1	1	
未納の税額がない証明 （市税完納証明） 納税証明 （課税されているすべての市税）でも可	1	1	1	1	1	1	
印鑑証明	1	1	1	1	1	1	
決算書直近2期分	-	1	-	1	-	1	
確定申告書直近2年分	1	-	1	-	1	-	
履歴事項全部証明書	-	1	-	1	-	1	
試算表直近3か月分 試算表がない場合は売上高が分かる書類	1	1	1	1	1	1	
中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書	-	-	-	-	2	2	
許認可の写し	1	1	1	1	1	1	
見積書及び図面カタログ等	設備資金の場合のみ1部				-	-	
（代表者） 連帯保証人	印鑑証明	-	-	-	1	-	1
	納税証明 （市県民税）	-	-	-	1	-	1